

第一東京弁護士会 年末年始について(29年度)

【弁護士会館】

1. 年末について

- ① **事務局一般業務** 12月28日(木曜) 正午まで
- ② 23条の2照会請求申請 12月27日(水曜) 午後5時まで
※ 年内に審査を希望される方は12月22日(金曜)までに申請してください。
12月25日(月曜)～27日(水曜)受付分は翌年1月5日(金曜)の審査となります。
- ③ 図書室業務 12月26日(火曜)まで平常どおり(午後4時45分まで)
- ④ 11階面談室使用 12月27日(水曜)まで平常どおり(午後6時まで)
- ⑤ 貸室使用 12月27日(水曜)まで平常どおり(午後8時まで)
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕 12月28日(木曜)まで平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 12月28日(木曜)まで平常どおり(午後5時30分まで)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 12月27日(水曜)まで(予約も27日まで)
※12月27日の予約受付は、1月5日の接見分の予約可能です。
- ⑨ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕
12月27日(水曜)まで平常どおり(午後5時まで)
※FAXによる申請は12月28日(木曜)まで。

2. 年始について

- ① **事務局一般業務** 1月5日(金曜)から平常どおり
- ② 23条の2照会請求申請 1月5日(金曜)から(審査は9日(火曜)から)
- ③ 図書室業務 1月5日(金曜)から平常どおり
- ④ 11階面談室使用 1月5日(金曜)から平常どおり
- ⑤ 貸室使用 1月5日(金曜)から平常どおり
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月5日(金曜)から平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 1月4日(木曜)から平常どおり(事件閲覧は5日から)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 1月5日(金曜)から(予約も5日から)
- ⑨ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 1月5日(金曜)から平常どおり

【多摩支部】

1. 年末について

- ① 事務局一般業務 12月28日(木曜) 正午まで
※ 当番弁護士業務は 12月27日(水曜)まで平常どおり
- ② 法律相談業務 12月28日(木曜)まで平常どおり
(八王子・立川・町田相談)

2. 年始について

- ① 事務局一般業務 1月5日(金曜)から平常どおり
- ② 法律相談業務 1月5日(金曜)から平常どおり
(八王子・立川・町田相談)

以 上